

2月12日 全員協議会資料

# 幼稚園等の利用者負担(案)について

教育委員会事務局  
教育総務課

# 平成27年度からの利用者負担について(1)

1

## 制度の趣旨、ポイント

○新制度において、利用者負担は、国が定める基準を限度として、実施主体である市町村が定めることとされたほか、利用したサービスの量（受けた利益）に応じて負担する「応益負担」から、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める「応能負担」へと見直すとされている。

### 【資料1】

- 1) 利用者負担額（現行の保育料）は、国が定める基準を限度として市町村で定める。
  - ・利用者負担額（市町村が決定）＝公定価格（国算定）－施設型給付費（市負担）
  - ・利用者負担額が国基準を下回る場合は、その分市町村が補てん（施設型給付費）
- 2) 「応益負担」から「応能負担」へと見直しがなされる。
  - ・定額負担から保護者の所得に応じた負担（幼稚園就園奨励費制度は廃止）
  - ・但し、施設（幼稚園）において一定の上乗せ徴収は可
- 3) 利用者負担額は、公立と私立の間に区別はない。
  - ・新制度の国基準では、公立・私立の区別は示されていない。

## 現行

幼稚園保育料は、公立、私立ともに設置者（事業者）が定めているほか、その他入園料等についても、それぞれで設定している。

## 平成27年度からの利用者負担について(2)

### 設定の方針

○新制度移行後における幼稚園、認定こども園の利用者負担額については、現行の負担水準を踏まえつつ、新制度への円滑な移行と公立及び私立の役割や受益のバランス等を考慮して設定する。

### 設定の内容

#### (利用者負担額)

国が示す仮の基準額と本市の現状の負担水準（市内私立幼稚園）がほぼ同程度であることから、利用者負担額は国の基準額と同額とする。【資料2】<sup>25700</sup>

#### (応能負担)

本市では、就園奨励費制度を国が示す所得階層ごとの区分で運用してきたことから、新制度においても、国の所得階層を採用する。【資料3】

#### (公立・私立間の負担額の統一)

- 1) 新制度の趣旨に鑑み、公立幼稚園・私立幼稚園の負担額において統一（同額）を目指す。
- 2) しかしながら、公立幼稚園の現行保育料と国の仮の基準額に大きな差があることや公私間において保育のサービス水準に差があることから、利用者（保護者）から一定の理解を得た上で統一する。

#### (負担額の切り替え時期)

利用者負担の切り替え時期は、市民税の賦課決定時期（6月）や事務負担や保護者への周知に要する期間等を考慮して9月とする。

## 平成27年度からの利用者負担について(3)

3

### 公立幼稚園における経過措置

#### (経過措置)

平成27年度公立幼稚園入園児(4歳、5歳)においては、すでに、現行の額を前提にして入園の手続き・準備等がなされていることから、一定の経過措置が必要となる。ついては、当該園児の在園期間中は、現行の額を上限とした利用者負担額とする。【資料3】

在園期間 4歳児：2年間、5歳児：1年間  
現行保育料：月5,500円

#### 【参考】

##### (公私間における保育サービスの水準)

本市の現状では、公立幼稚園と私立幼稚園の間に「保育の対象年齢」や「預かり保育」、「バス通園」等の運用面のほか「空調設備」等の施設面でサービスの質・量に差がある。

##### (利用者負担の切り替え)

利用者負担額は、利用者(保護者)が課税された直近の市町村民税をもとに決定することとされており、利用者の世帯所得において課税額が前年度分と当年度分で違うとき、8月までと9月からの負担額に違いが生じる場合がある。

## 平成27年度からの利用者負担について(4)

### 私立幼稚園の状況

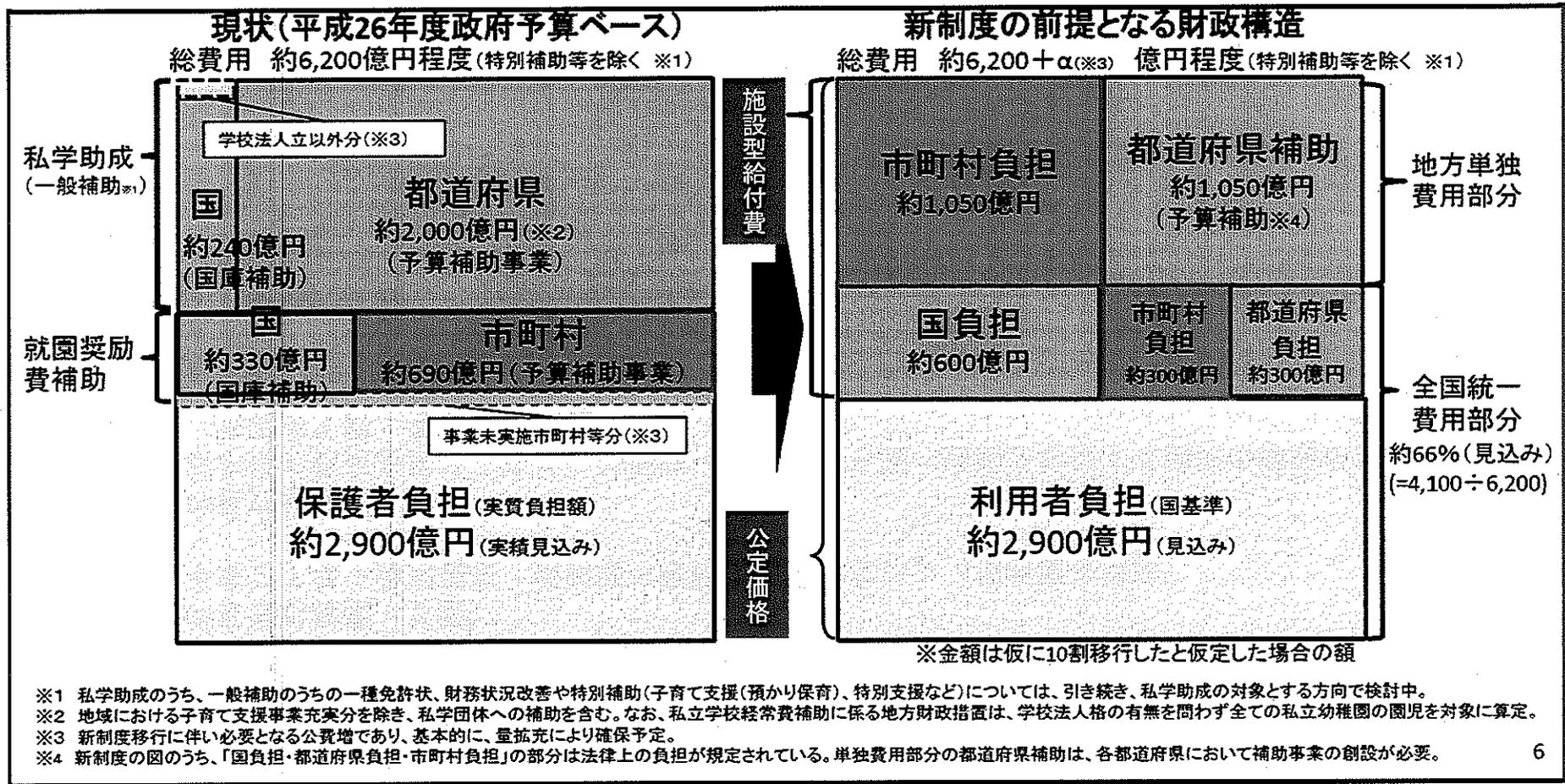
(市内私立幼稚園 5園)

- ・平成27年1月末現在、新制度へ移行する園はない。(旧制度を継続)

(市外私立幼稚園)

- ・新制度の認定を受ける市外の幼稚園・認定こども園へ通園を希望する園児の情報がある。  
弥富市1園、各務原市1園

# 資料1 公定価格の財政構造 (私立幼稚園)



## 資料2 国が示す「教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ（月額）」（仮の基準額）

減免区分	第1子	第2子	第3子
生活保護世帯	0	0	0
市民税非課税・所得割非課税世帯	9,100	4,550	0
所得割課税額77,100円以下	16,100	8,050	0
所得割課税額211,200円以下	20,500	10,250	0
上記以外の世帯	25,700	12,850	0

※ 幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

### 国が想定する世帯年収

市町村民税非課税、市町村民税所得割非課税世帯・・・約270万円まで  
 市町村民税所得割課税額 77,100円以下・・・約360万円まで  
 市町村民税所得割課税額 211,200円以下・・・約680万円まで

### 資料3 平成27年度の利用者負担額（月額）

（公立）

単位：円

区分	第1子	第2子	第3子
生活保護世帯	0	0	0
市民税非課税・所得割非課税世帯	3,000	1,350	0
上記以外の世帯	5,500	2,200	0

（私立）

区分	第1子	第2子	第3子
生活保護世帯	0	0	0
市民税非課税・所得割非課税世帯	3,000	1,500	0
所得割課税額77,100円以下	16,100	8,050	0
所得割課税額211,200円以下	20,500	10,250	0
上記以外の世帯	25,700	12,850	0

公立・私立ともに第2子・第3子の額は、幼稚園に同時就園及び小学校1～3年生の兄・姉がいる場合